

令和元年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和元年 7 月 1 6 日

担当部・課：福祉部子育て支援課〔内線 2 5 1 3〕

① 件 名
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>平成 3 1 年度税制改正大綱策定に向けた平成 3 0 年 1 2 月の与党政調会長間の合意において、令和元年 1 0 月から消費税率が引き上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2 0 2 0 年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされた。</p> <p>これを踏まえ、国は、平成 3 1 年 4 月 1 日付で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領を制定した。</p> <p>【目的】</p> <p>子どもの貧困に対応するため未婚のひとり親に対して、消費税率引き上げの影響緩和を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>（国）未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領 （子発 0 4 0 1 第 9 号平成 3 1 年 4 月 1 日）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 3 1 年 4 月 1 日 （国）未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領
⑤ 主な内容
<p>消費税増税分の臨時・特別の給付措置として、下記の受給対象者に対し、申請により、1 7, 5 0 0 円の臨時・特別給付金を支給する。</p> <p>1. 対 象 者 本年度の 1 1 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母のうち、これまで婚姻(法律婚)をしたことがない者で、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者。</p> <p>2. 基 準 日 令和元年 1 0 月 3 1 日</p> <p>3. 支給金額 1 7, 5 0 0 円／世帯</p> <p>4. 申請期間 令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 2 月 3 日</p> <p>5. 支給時期 令和 2 年 1 月 1 0 日から 3 月末日</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 本年10月から消費税が引き上げとなることから、未婚のひとり親に対し臨時・特別給付金を給付することにより、経済的支援を図ることができる。</p> <p>・支給見込件数 186世帯</p> <p>【市財政への負担】 （現計予算で対応） 3,522千円 財源：国（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業補助金）10/10 （内訳）人件費：職員手当等 217千円 事務費：児童扶養手当支給事務費 50千円（通信費等） 扶助費：児童扶養手当費 3,255千円（186世帯×17,500円）</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
<p>全国市区町村において実施（全国市区町村において同一の支給要件及び支給額）</p>	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和元年7月	石巻市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和元年8月1日）
8月～	申請受付開始 市ホームページ及び市報により周知するほか、8月の児童扶養手当現況届時に周知
⑨ その他	